

雇 児 発 0 3 3 1 第 9 号
社 援 発 0 3 3 1 第 2 2 号
障 発 0 3 3 1 第 2 号
老 発 0 3 3 1 第 1 0 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

老 健 局 長
(公 印 省 略)

「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」について

厚生労働省は、昨年9月に取りまとめた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者、障害者、児童等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を打ち出した。この中で、福祉サービスの提供については、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を別々に提供する方法の他に、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進することとしているところである。

このため、厚生労働省では、今般、総合的な福祉サービスの提供を行う上で、現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理したガイドラインを取

りまとめた。これは、総合的に支援を行う仕組みの構築に向けて、人員の兼務や設備の共用ができる事項等を明確化し、総合的な福祉サービスの提供のための運用上の阻害要因の解消を目指すものである。

このため、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用に当たっては、本ガイドラインの趣旨や内容を十分ご理解の上、引き続き適切な運用を図っていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。